

南砺市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

〈目次〉

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ P 2～P 4
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・・・ P 4～P 5

令和 8 年 4 月

南砺市教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、心身共に健康な状態で、自己研鑽のための時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮し、活き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において示されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

第3次南砺市教育振興基本計画で掲げる「未来を切り拓く南砺の人づくり」の実現には、教育職員の心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限に発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画が目指す「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

働き方改革を通じて、教育職員が事務作業を効率化し、創出された時間を子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

南砺市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、南砺市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

さらに、令和11年度までに取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年4月に「南砺市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則」を制定し、教育職員の時間外在校等時間を月45時間以内、年間360時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

これまでの取組として、チーム担任制の導入や部活動の拠点校化と地域展開等の教育改革をはじめ、校務支援システムを導入し勤務時間管理の徹底を図った他、業務の適正化や出勤簿の押印廃止、配付文書のデジタル化等、様々な取組を実施した。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況については、以下のように推移している。

【令和元年度の時間外在校等時間の状況】

	年合計	年平均	月45時間を上回る月	月80時間を上回る割合
小・義務(前期)	556.3時間	月46.4時間	7か月	
中・義務(後期)	808.9時間	月67.4時間	10か月	

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年合計	年平均	月45時間を上回る月	月80時間を上回る割合
小・義務(前期)	406.5時間	月33.9時間	0か月	2.1%

中・義務(後期)	584.4時間	月48.7時間	7か月	15.9%
----------	---------	---------	-----	-------

令和6年度の時間外在校等時間について、月45時間を上回る月が中学校では7か月と非常に多くなっている。これは部活動が大きな要因となっていると考えられる。また、月80時間を上回る割合は小学校では2.1%、中学校では15.9%と高くなっている。これらについては、ストレスチェックの結果から、校務分掌や、事務的な業務量、対処困難な児童生徒への対応、保護者対応等の業務の負担感が要因となっていると考えられる。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における時間外在校等時間を360時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数10日以上での割合を100%にする。

【R7結果12.2日】

- ・ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」の割合を60%以上にする。

【R6結果53.8%】

- ・ストレスチェックにおける「働きがい」に関する肯定的な割合を60%以上にする。

【R6結果55.6%】

- ・ストレスチェックにおける「高ストレス者」の割合を10%未満にする。

【R6結果11.7%（校務分掌16.7%、事務的な業務量14.6%、対処困難な児童生徒への対応14.6%、保護者対応12.5%）】

3 計画期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
 - ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校運営協議会や学校評議員会、PTA総会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・保護者に対して、相談窓口（教育総務課、こども家庭センター等）の周知徹底を図るとともに、学校に対してはスクールロイヤー等の専門家を活用できる環境が整備されていることを周知することにより、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ④ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・教育総務課において調査内容を吟味し、学校への依頼を減らしたり回答を精選したりする。
 - ・事務職員や教育総務課と連携して回答する等し、教員の事務負担を軽減する。
- ⑤ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）
 - ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員及びICT支援員が中心となって行いつつ、民間事業者への委託を検討する。
- ⑥ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・夏季休業中のプール開放については、民間事業者等への利用を検討する。
 - ・課業中のプール指導においても、民間のプール施設利用等を進め、学校プールの管理業務の負担軽減を図る。
 - ・体育館等の地域開放施設の管理業務については、地域の総合型スポーツクラブ等に委託する。
- ⑦ 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・国や県の動向に注意しながら、市の各競技協会や文化団体等と協力しながら、教育委員会が進める「中学校部活動の拠点校化・地域展開」の完全実施（令和10年からは教員が担当する部活動は、1週間の活動のうち、学校部活動は平日最大4日、拠点部活動・拠点校型クラブは平日2日、いずれも勤務時間内とする）により負担軽減を図る。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ⑧ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフや学習支援員を積極的に配置し、協働を進める。
 - ・生成AIをはじめとしたクラウドの活用を推進し、授業準備等を効率的に行うことにより負担軽減を図る。
- ⑨ 支援が必要な児童生徒・家族への対応（「3分類」⑲関係）
 - ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭の他、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、日本語指導に係る支援員又は医療若しくは福祉に関する専門人材等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や特別支援教育コーディネーター等による効果的な支援を促進する。
 - ・南砺市こども家庭センター（こども課）等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促す。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 1年間を通して教職員の仕事量の均一化を図るために、年度初めや学期末、学年末、学校行事等の繁忙期等を考慮し、1年間を見通して教育課程の編成を行う。
- ウ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- エ 学校運営協議会や学校評議員会において、学校としての教育職員に関する業務管理・健康確保措置に関する取組を説明し、保護者や地域づくり協議会等に対しても周知・理解を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、管理職による面接指導を実施する。
- イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保に取り組む。
- ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- オ 年次有給休暇について、平日でも安心して取得できるように、チーム担任制等の協力体制を生かし、業務の共有化を促進する。
- カ 学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進する。
- キ 夏季休業中に連続した休みを取ることができるよう、5日間の学校閉庁日を定める。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会及び市議会、総合教育会議に報告するとともに市HPで公表する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、公立学校共済組合で行っている、ストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対す

る個別の支援・指導を実施する。

- (5) 1学期の始業式までの課業日を5日間は確保することで、新学期の準備を行う時間を確保し、ゆとりをもって児童生徒へ接することができるようにする。
- (6) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校評議員会や学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (7) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域づくり協議会等に対して、本市における「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。